

各都道府県、指定都市、市区町村学校保健会 様
各都道府県、指定都市、市区町村教育委員会
学校保健担当課 様
各都道府県、指定都市、市区町村福祉保健部局
保育所担当課、保健所担当課 様

公益財団法人 日本学校保健会

学校等欠席者・感染症情報システムの一般公開情報について

平素より本会事業にご支援を賜り感謝申し上げます。

平成29年6月26日付事務連絡で、学校等欠席者・感染症情報システムの使用規程改訂と利用許諾申請についてお知らせいたしました。本システムの使用規程では、下記のとおり「市区町村単位の感染症に関する症状および疾患等に関わる欠席者等の情報は、一般に開示することを原則とする」と定めております。

本システムは、当初から、導入する自治体に対して市区町村単位の情報の開示をお願いして、本会ポータルサイト (<http://www.gakkohoken.jp>) において一般公開情報として発信しております。本システムを導入する自治体が増えており、全国の市区町村の情報を集約することで、全国の学校等における欠席者や感染症等の状況をリアルタイムに把握することができます。

一般公開の延期または非公開を希望する自治体、並びに開示情報を再加工して使用する独自システムの構築等を行う自治体につきましては、下記により、使用変更計画書を本会事務局宛にご提出いただきますようお願いいたします。

本会は福祉保健部局に文書を送付できませんので、都道府県・指定都市学校保健会には、本文書を教育委員会及び福祉保健部局の担当課に伝達していただきますようお願いいたします。また、都道府県の教育委員会及び福祉保健部局の担当課は、管内の市区町村への周知をお願いいたします。

<学校等欠席者・感染症情報システム使用規程8項>

本システムが素データを基に算出する、市区町村単位の感染症に関する症状および疾患等に関わる欠席者等の情報（以下、「統計化情報」という。）は、一般に開示することを原則とする。統計化情報の一般への公開を延期する場合、使用者が自己の統計化情報を全部若しくは一部非公開とする場合、又は使用者が開示情報を再加工して使用する独自のシステムの構築等を行う場合、使用者は、本会と別途協議の上、本会に対して使用変更計画書を提出するものとする。

記

- 1 提出書類 学校等欠席者・感染症情報システムの使用変更計画書（別紙）
- 2 提出方法 電子メール（日本学校保健会事務局宛）
- 3 提出期限 平成29年10月31日（火）

※過年度導入の自治体もご提出願います。

公益財団法人 日本学校保健会事務局
担当 柴田・永井
東京都港区虎ノ門2-3-17
電話：03-3501-0968 FAX：03-3592-3898
E-mail：nagai@hokenkai.or.jp